

みやぎ地域づくり団体協議会大崎支部細則

(目的)

第1 この細則は、みやぎ地域づくり団体協議会（以下、「協議会」という。）の規約に基づき大崎支部の運営等に関し必要な事項を定めるとともに、支部段階での会員団体相互の交流と情報交換により、主体的な地域づくり活動の推進を目的とする。

(支部の名称)

第2 協議会規約第5条の規定により置かれる北部地方振興事務所（以下、事務所という）所管に係る協議会支部の名称は、大崎支部（以下、「支部」という。）とする。

(支部委員の選出)

第3 協議会規約第12条第1項の規定に基づき選出される支部委員は、以下のとおりとする。

- ①民間委員：地域づくり団体構成員から若干名を支部委員会において決定するものとする。
- ②行政委員：大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、大崎地域広域行政事務組合及び事務所が指定する担当者1名をもって充てるものとする。

(県運営委員の選出)

第4 協議会規約第8条に規定する運営委員には、支部長をもって充てるものとする。

(支部の運営方針及び事業の実施等)

第5 支部事業の実施に関しては、協議会規約第12条に規定する支部委員会の検討に基づき実施するほか、必要に応じ事業実施状況を支部委員会に報告し了承を得るものとする。

2 支部予算案の検討、予算の執行状況についても、前項の規定に準じるものとする。

(支部事務局)

第6 規約第13条に規定する支部事務局は、事務所地方振興部に置く。

2 支部事務局には、事務局長を置き、事務所地方振興部担当班長をもって充てる。

(会計)

第7 支部の経費は、協議会からの分担金及びその他の収入をもって充てる。

附 則

この細則は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年7月14日から施行する。